

## 申請枠区分

通常枠

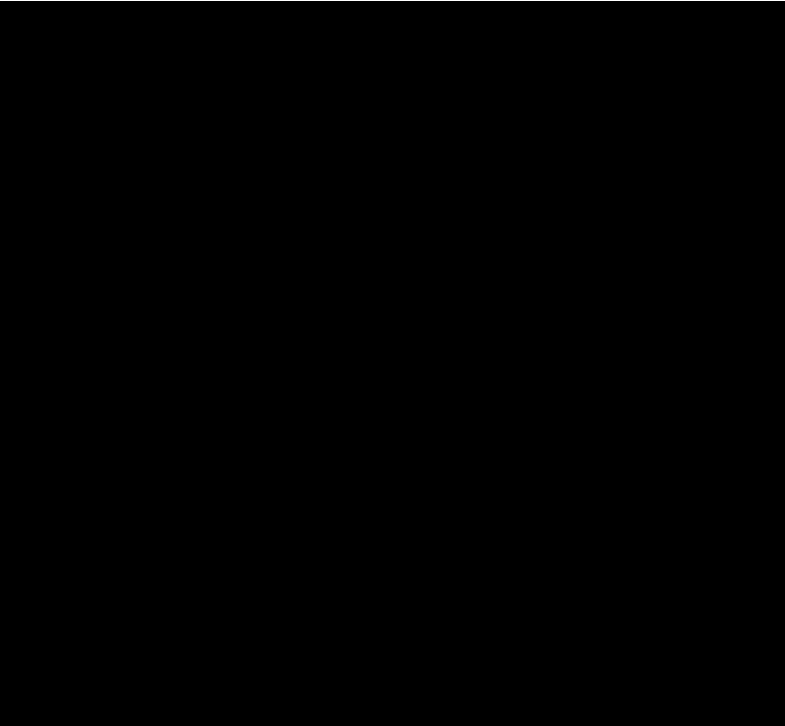
## 申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint



----- 団体情報から転記



## 1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

### ■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について (情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人公益信託推進イニシアチブ

団体代表者 役職・氏名

代表理事 太田達男 岡本仁宏

分類

法人番号

5030005022263

団体コード

申請団体の住所

埼玉県朝霞市本町2丁目2番15-901号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)

(4)情報公開について(情報公開同意書)

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

---

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報		資金分配団体		
申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	公益信託の受託・組成支援モデル構築プロジェクト		
	事業名（副）	改正公益信託法を活用した民間非営利セクターの新たな資金調達エコシステム確立を目指して		
	団体名	一般社団法人公益信託推進イニシアチブ	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	①草の根活動支援事業			
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
(1) 子ども及び若者の支援に係る活動	<input type="radio"/> ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援 <input type="radio"/> ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援 <input type="radio"/> ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援 <input type="radio"/> ⑨ その他
(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	<input type="radio"/> ④ 働くことが困難な人への支援 <input type="radio"/> ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援 <input type="radio"/> ⑥ 女性の経済的自立への支援 <input type="radio"/> ⑨ その他
(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	<input type="radio"/> ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援 <input type="radio"/> ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援 <input type="radio"/> ⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1. 貧困をなくそう	1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	現在の日本では、貧困に苦しむ人々に対して、こども食堂、フードバンクなどを通じた食糧支援や、ホームレスの方々を対象とした居住支援など、多岐にわたる活動が行われている。本プロジェクトでは、こうした団体のネットワーク組織への支援を通じて組織基盤構築を目指す
4. 質の高い教育をみんなに	4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	現在の日本では、身体障害者、低所得者、発達障害者、外国人居住者など、様々な困難のために就労が困難な方々に対する就労支援が行われている。本プロジェクトでは、こうした団体のネットワーク組織を支援することで組織基盤構築を目指す
4. 質の高い教育をみんなに	4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	現在の日本では、貧困、差別、居住地などに起因した教育格差、体験格差が深刻となっている。こうした脆弱層が良質な教育や職業訓練にアクセスするためには、多様な奨学金制度の確立が不可欠である。本プロジェクトでは、こうした団体のネットワーク組織や市民ファンドへの支援を通じて組織基盤構築と資金調達拡大を目指す

10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	現在の日本では、年齢、性別、障害、出自、地域、経済的地位などに起因した格差・貧困が深刻となっている。このような課題を解決するためには、NPOや社会福祉法人などの民間公益団体の支援が不可欠である。本プロジェクトでは、市民ファンドやコミュニティ財団への支援を通じて、こうした団体の資金調達拡大を目指す
11.住み続けられるまちづくりを	11.1 2030年までに、全ての人の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	現在の日本では、都市と地方の地域格差に起因する住宅や基本サービスへのアクセス格差が深刻な課題となっている。こうした地域格差の解消のためには、地域におけるコミュニティスペースの活性化、地域課題解決のためのソーシャルビジネスやコミュニティビジネスの育成支援など多岐にわたる活動が求められる。本プロジェクトでは、コミュニティ財団や中間支援組織への支援を通じて、こうした団体の組織基盤構築と資金調達拡大を目指す

## I. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	197/200字
<p>■設立目的</p> <p>公益信託の普及・啓発及び基盤整備等の事業を行うことにより、公益信託の活用を促進し、もって持続可能で自立した民間非営利活動の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>■理念</p> <p>民間非営利団体が、様々な資産（金融資産、不動産、動産、知的財産等）を公益信託制度を通じて受託し、多様な社会課題の解決や地域課題の解決に活用することを通じて、民間主導による豊かで幸福な社会を実現できる仕組み作りを目指す。</p>	
(2)団体の概要・活動・業務	306/200字
<p>■主な活動</p> <p>上記の目的を達成するため、公益信託に関する（1）普及・啓発・相談、（2）担い手育成、（3）調査・研究、（4）政策提言・アドボカシー、（5）情報提供・仲介・助言等の支援、（6）モデル開発、（7）その他の事業を行う。</p> <p>■活動実績</p> <p>私たちは2025年9月に設立されたばかりで法人としての活動実績はないが、設立母体の（公財）公益法人協会・新しい公益信託の活用に向けた研究会は、2020年7月より実務家・専門家の双方の視点から公益信託制度の検討を行ってきており、現在100名以上が参加している。また、各理事は内閣府のパブリックコメントへの対応や、日本NPO学会等を通じた普及・啓発活動も積極的に行ってきた。</p>	

## II. 事業概要

II. 事業概要					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/3/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	日本全国	<p>本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無</p> <p>※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。</p>	なし
直接的対象グループ	NPO中間支援組織、コミュニティ財団、市民ファンド、民間非営利団体のネットワーク組織等4団体					(人数)	各団体3～4名×4団体=12～16名	
最終受益者	<p>■上記団体が支援しているNPO・社会福祉法人等、ネットワーク参加団体と、これらの団体が支援している困難を抱える者や子ども・若者等</p> <p>■コミュニティ財団・市民ファンドの奨学金等を受給する個人等</p>					(人数)	<p>■実行団体の規模により異なるが、仮に各実行団体が20～50団体を支援していると仮定すると、4×20～50団体=200～1,000団体</p> <p>■それぞれの団体が50～100名程度を支援していると仮定すると200～1,000団体×50～1,000名=10,000名～100,000名</p>	

事業概要	<p>本事業は、2026年4月1日に改正公益信託法が施行されることを踏まえ、民間非営利団体が公益信託を通じて多様な民間資産を受託し、これを活用して多岐にわたる日本の社会課題、地域課題の解決に取り組むことができる仕組み作りを目指す。具体的な事業内容は以下の通りである。</p> <p>■対象団体 NPO中間支援組織、コミュニティ財団、市民ファンド、民間非営利団体のネットワーク組織など4団体</p> <p>■事業内容</p> <p>1) 各実行団体は、公益信託を活用した民間資産の受託及び組成支援についての研修を受講し、これを踏まえて、組織基盤を構築する。その上で、3年間の助成期間中に少なくとも1件の公益信託受託、または少なくとも1件支援先団体やネットワーク参加団体の公益信託受託の組成支援を行う</p> <p>2) 資金分配団体は、上記の研修を開催すると共に、組織基盤構築と案件受託・組成支援に対して伴走支援を行う。</p> <p>3) 資金分配団体は、上記と並行して公益信託に関する情報を幅広く収集し、民間非営利団体向けに分かりやすい形で情報発信すると共に、民間非営利団体への普及・啓発を図る。</p> <p>■従来との比較</p> <p>民間非営利団体の公益信託活用を促進する試みは本事業が初めての試みである。成果向上のため、研修や伴走支援に当たっては単に公益信託の法律的・制度的理解に留まらず、各実行団体の活動分野・地域の特性を踏まえた組織基盤構築と戦略策定を支援する等、工夫する。</p>
593/600字	

### III.事業の背景・課題

(1)社会課題	992/1000字
<p>■少子高齢化、格差・貧困の拡大、人口減少に伴う地域の衰退等、日本は深刻な社会課題に直面している。この状況は、近年のインフレの進展によりさらに深刻化しているが、主要先進諸国で最悪の水準にある日本では財政出動の余地は限られており、民間非営利セクターの共同が不可欠である。しかし、残念ながら、日本の民間非営利セクターの組織基盤は脆弱で十分な支援を提供できていない。</p> <p>■この背景には日本の寄附市場の弱さがある。日本ファンドレイジング協会の「寄付白書プラス2024」によると、2020年時点での日本の個人寄付推計総額は約1兆2126億円である。これは、同年の米国の個人寄付総額3241億ドル（Giving USA2020）の3.4%にすぎず、英国の113億ポンド（UK Giving Report 2021）と比べても78.3%にとどまる。他方で、日本の寄附市場には潜在的な発展の余地がある。例えば、2020年度の100万ドル以上の資産家数を見ると、日本は米国、中国に次いで第三位の資産家大国である（Global Wealth Report 2021）。日本は世界有数の資産大国であるにもかかわらず、資産が寄付に回っていないのが現状である。</p> <p>■日本の寄附市場が脆弱な理由の一つが、公益信託制度の弱さである。一般社団法人信託協会によると、2020年3月末時点で公益信託の受託件数は417件、信託財産残高は594億円である。新規受託は1件1億円のみで日本の寄付総額から見るとわずかである。他方、公益信託制度は海外では大きく発展しており、個人の寄付ツールとして重要な役割を果たしている。例えば、米国 Donor Advised Fundは、2022年に194万8545口座が開設され、資産総額2,288.9億ドル、新規寄付額855.3億ドルである。これは米国の個人寄付総額の約25%、助成財団の資産総額の約20%で、財団設立に代わる新たな寄付ツールとなっている。</p> <p>■日本でも100年ぶりに公益信託法が改正され、2026年4月より施行される。同法は、（1）受託者の範囲拡大、（2）信託財産の多様化などの面で利便性が高まり、寄附市場の発展に寄与することが期待されるが、残念ながら民間非営利団体がこれを活用して組織基盤を拡大しようという気運はまだ十分高まっていない。早急に普及・啓発とモデル開発が求められる。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	193/200字
<p>主務官庁の内閣府は、都道府県説明会・ブロック会議の開催等を通じて都道府県・関係者への周知を図ると共に、民間非営利セクター向けのワークショップを9月に開催した。しかしワークショップ参加団体は限定されており、広く日本の民間非営利セクターへの普及啓発はまだ計画されていない。また、公益法人協会、全国コミュニティ財団協会やNPO中間支援組織などの全国組織、地域組織も目立った活動は行っていない。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	195/200字
<p>当法人は、2025年9月に設立されたばかりだが、設立の母体となった公益信託研究会を2020年から立ち上げ、公益信託に関する専門家、実務家、士業関係者、金融関係者、学者・研究者の参加を得て制度の検討及びアドボカシー活動を行ってきた。現在、参加者数は100名以上と日本で唯一の公益信託に関する専門団体となっている。また、2025年9月の法人設立後は、オンラインでの普及・啓発セミナーを開始した。</p>	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	194/200字
<p>本事業は、コミュニティ財団、市民ファンド、中間支援組織、ネットワーク組織を対象に包括的支援を行うことで、民間非営利団体の公益信託活用モデルを構築しようという取組である。これらのモデル化を通じて公益信託の受託・組成支援の仕組みが普及すれば、寄附市場の拡大、民間公益活動の活発化、コミュニティ財団、中間支援組織等の資金・人材不足の解消を通じた社会課題解決の担い手の拡大など重要な意義がある。</p>	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム

■事業終了後、3～5年間で、本事業で助成を受けた実行団体が、(1) 公益信託の受託を通じて活動基盤と財政基盤を確立し、(2) 自身が支援する特定地域・分野の民間非営利団体の公益信託受託を組成仲介支援することを通じて、彼らの活動基盤と財政基盤の確立に寄与すること。

■当法人による公益信託の普及・啓発活動を通じて、多くの潜在的委託者（＝企業、富裕層、一般）と潜在的受託者（＝民間非営利団体）が、公益信託に対する理解を深め、さらに上記実行団体の公益信託受託・組成仲介支援モデルを参考に、自ら公益信託の活用を通じた活動基盤と財政基盤の確立に取り組むこと。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
【公益信託に関する組織基盤構築】 ・実行団体が、研修プログラムへの参加と組織基盤構築を通じて、公益信託の受託及び他の民間非営利団体の公益信託組成支援を実施できる体制を整備する。		・各団体が個別に設定した組織基盤構築目標の達成度 ・公益信託の受託及び組成支援に関する広報・説明資料の作成・公開		・各団体が個別に設定した組織基盤構築目標の初期値 ・広報・説明資料なし			・体制整備目標の達成度70%以上 ・広報・説明資料の作成・公開
【公益信託の受託、組成仲介支援の実施】 ・実行団体が、フォローアップ支援を受けながら、少なくとも1件の公益信託の受託、または1件の公益信託組成仲介支援を行う。		・公益信託の受託、または公益信託の組成支援件数		・ゼロ			・実行団体の70%以上が、公益信託の受託、または組成支援を少なくとも1件行う
【公益信託の受託、組成中間支援を通じた受益者に対する支援の量的拡大または質的向上】 ・公益信託の受託または組成仲介支援により、実行団体または支援先団体の受益者に対する支援が量的に拡大または質的に向上する		・受益者に対する支援の量的拡大 ・受益者に対する支援の質的拡大		・各団体が個別に設定した量的拡大目標の初期値 ・各団体が個別に設定した質的拡大目標の初期値			・量的拡大目標の達成度70%以上 ・質的拡大目標の達成度70%以上

(2)-2 短期アウトカム（非金銭的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
【公益信託に関する研修及び体制整備支援等】 ・実行団体に対する研修プログラムと組織基盤構築支援の提供を通じて、彼らが公益信託の受託及び他の民間非営利団体の公益信託組成支援を実施できる体制を整備するのを支援する		・各団体が個別に設定した組織基盤構築目標の達成度 ・公益信託の受託及び組成支援に関する広報・説明資料の作成・公開		・各団体が個別に設定した組織基盤構築目標の初期値 ・広報・説明資料なし			・体制整備目標の達成度70%以上 ・広報・説明資料の作成・公開
【公益信託の受託、組成支援に対するフォローアップ支援】 ・実行団体に対する公益信託の受託又は組成仲介支援に向けたフォローアップ支援の提供を通じて、彼らが少なくとも1件の公益信託の受託、または1件の公益信託組成支援を行うことができるよう支援する。		・公益信託の受託、または公益信託の組成支援件数		・ゼロ			・実行団体の70%以上が、公益信託の受託、または組成支援を少なくとも1件行う
【公益信託の普及・啓発活動】 ・公益信託に関する一般向けの普及・啓発セミナーの開催を通じて、民間非営利セクターにおける公益信託への関心を高める。		・公益信託の受託や組成支援に関する民間非営利団体からの相談件数		・ゼロ			・3年間で50件以上の相談件数

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
<b>【プログラム準備、実行団体の募集・審査・選定】</b> ・実行団体の募集に向け、公益信託の普及・啓発セミナー及び実行団体向け説明会を開催する。その上で、応募してきた実行団体の審査・選定を行う ・同時に、研修・支援プログラムを構築し、事業運営のための体制を整備する。	2026年3月～2026年9月	128/200字
<b>【公益信託に関する研修プログラム】</b> ・実行団体は、公益信託制度を理解し、実際に受託者としての技術的能力と経理的基礎を整備するために必要な知識を習得するための研修に参加する。	2026年10月～2026年12月	86/200字
<b>【公益信託の受託者となるための基盤構築】</b> ・実行団体は、研修プログラムを経て、それぞれのミッションや事業内容に即して公益信託を受託するための基盤構築を行う。	2027年1月～2027年3月	79/200字
<b>【公益信託の組成仲介支援のための基盤構築】</b> ・実行団体は、中間支援組織やネットワーク組織として、それぞれの活動地域や分野に即して、公益信託の組成を支援するための基盤構築を行う。	2027年1月～2027年3月	89/200字
<b>【公益信託の受託、組成支援の実施】</b> ・実行団体は、公益信託の受託、または支援先団体の公益信託受託の組成仲介支援に取り組む	2027年4月～2028年12月	60/200字
<b>【モデル構築、報告会への参加等】</b> ・実行団体は、助成期間の経験を踏まえて活動分野・地域の公益信託活用モデルを構築し、これを一般向け報告会で共有する。	2029年1月～2月	74/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
<b>【公益信託に関する研修プログラム】</b> ・実行団体が、公益信託制度を理解し、実際に受託者として必要な技術的能力と経理的基礎を整備するために必要な知識を習得し、実際に公益信託の受託・組成仲介支援を行うための組織基盤構築計画と連携・協力計画を策定するための研修を行う。 ・研修は、公益信託の専門家による、制度の理解、法務、財務・会計、ガバナンス・コンプライアンス、活用事例紹介などで構成される。	2026年10月～2026年12月	193/200字
<b>【公益信託の受託者となるための基盤構築】</b> ・実行団体が、研修プログラムを経て、それぞれのミッションや事業内容に即して公益信託を受託するための基盤構築と連携・協力をを行うのに対し、伴走支援を行う。 ・伴走支援に当たっては、公益信託推進イニシアチブの専門家ネットワークを活用する。	2027年1月～2027年3月	137/200字
<b>【公益信託の組成仲介支援のための基盤構築】</b> ・実行団体が、中間支援組織やネットワーク組織として、それぞれの活動地域や分野に即して、公益信託の組成仲介支援するための基盤構築を行うのに対し、伴走支援を行う。 ・伴走支援に当たっては、公益信託専門アドバイザーが公益信託推進イニシアチブの専門家ネットワークを活用して行う。	2027年1月～2027年3月	157/200字
<b>【3. 公益信託の受託、組成支援の実施】</b> ・実行団体が、公益信託の受託、または支援先団体の公益信託受託の組成仲介支援に取り組むのをフォローアップ支援する。 ・フォローアップ支援にあたっては、公益信託専門アドバイザーが、公益信託推進イニシアチブの専門家ネットワークを活用して行う。	2027年4月～2028年12月	138/200字
<b>【4. 公益信託の普及・啓発活動】</b> ・民間非営利セクターに対する公益信託の普及・啓発のため、随時、セミナーを開催すると共に、基本的な情報をHP上でわかりやすく提供する。 ・支援対象団体の事例を公益信託モデルとして発信するため、一般向けシンポジウムを開催すると共に、一般向け報告書を刊行する。	2026年3月～2029年3月	144/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	<p>■専用ウェブサイト及びSNSを通じて、公益信託に関する一般向け普及・啓発を行うと共に、事業の進捗状況を随時、情報発信する。</p> <p>■実行団体の組織基盤構築及び受託・組成仲介事例をモデルとして整理し、一般向け報告会で発信すると共に、報告書を取りまとめて広く関係者に発信する。</p> <p>■事業期間を通じて随時、公益信託に関する普及・啓発セミナーを開催し、潜在的委託者と潜在的受託者双方の公益信託への理解を深める。</p>	197/200字
連携・対話戦略	<p>■実行団体の公募にあたっては、各地の中間支援組織やネットワーク組織と連携し、現地説明会を開催する。</p> <p>■上記の普及・啓発セミナーの開催に当たっては、潜在的委託者である企業・富裕層を想定して、経済団体や地域金融機関と可能な限り連携する。また、潜在的委託者である民間非営利団体についても、様々な分野・地域の中間支援組織、ネットワーク組織と可能な限り連携する。</p>	176/200字

VI.出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

資金分配団体	<p>■助成期間中の研修・WS・伴走支援・フォローアップ支援を通じて公益信託に係る専門的知見と支援スキルの蓄積、組織化、定型化を行い、助成期間終了後も、非資金的支援を継続できるような体制を整える。助成期間終了後の活動経費は、他の助成金・補助金、研修・WS参加費、伴走支援・フォローアップ支援のコンサル料などで賄うことを目指す。</p> <p>■同時に、資金分配団体自身が、公益信託を受託して基金を設立し、最低限の資金支援を継続できるようになることを目指す。</p>	217/400字
実行団体	<p>■今回の包括的支援を通じて、公益信託の受託・組成仲介支援を行う体制を整備することで、助成期間終了後も活動を継続できることを目指す。</p>	65/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	45/800字
<p>■当法人は、2025年9月に設立されたばかりの非営利型一般社団法人のため、助成実績はない。</p>	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	629/800字
<p>■調査研究 当法人の設立母体である（公財）公益法人協会・新しい公益信託の活用に向けた研究会は、2020年より毎月一回の定例会合を通じて、公益信託制度に関する調査・研究を継続してきており、第1期（2020.7-2021.12）については「新しい公益信託の活用に向けた勉強会報告書」を公益法人協会に提出している。</p> <p>■連携 当法人の設立母体である（公財）公益法人協会・新しい公益信託の活用に向けた研究会には、現在、100名以上の専門家が参加している。内訳は、公益信託に関心を持つ弁護士、会計士、税理士、金融機関関係者、公益法人関係者、財団関係者、NPO・中間支援組織関係者、学者・研究者、大学・教育機関関係者、文化機関関係者等であり、また内閣府の公益信託担当者もオブザーバー参加している。当法人の設立については、既に研究会メンバーにアナウンスしており、今後、協力者を募る予定である。</p> <p>■伴走支援実績 当法人は、2025年9月に設立されたばかりの非営利型一般社団法人のため、伴走支援実績はない。他方、当法人の理事は、公益法人協会、助成財団センター、日本ファンドレイジング協会、特定非営利活動法人セイエン、全国コミュニティ財団協会、NPO会計税務専門家ネットワーク、日本非営利組織評価センター、全国レガシーギフト協会、民事信託推進センターなどの中間支援組織、ネットワーク組織の役員を兼任しており、これら団体の伴走支援に関する知見・スキルを活用した協力を得る予定である。</p>	

VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	4団体	
(2)実行団体のイメージ	以下の要件を満たすコミュニティ財団、市民ファンド、中間支援組織、ネットワーク組織等 ・特定非営利活動法人、一般法人、公益法人、社会福祉法人等の非営利法人 ・包括的支援を得て公益信託の受託・組成支援を担うのに必要な組織基盤構築を実現する見込みがあること ・助成期間中に、公益信託の受託・組成仲介支援を開始し、少なくとも1件の受託・組成仲介支援を実現する意欲があること	184/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1団体あたり1500万円を助成金額の上限とする。	24/200字
(4)案件発掘の工夫	■普及・啓発セミナーの開催 公益信託とは何か、寄附や業務受託と比較したメリットは何か、受託・組成仲介支援を実施するために必要な組織基盤構築は何かを知ってもらうために、オンラインで普及・啓発セミナーを開催する。 ■現地説明会の開催 公募開始にあたり、地方毎に現地説明会を開催し、上記の普及・啓発セミナーとあわせて、今回の助成事業の趣旨、達成目標、プログラム内容について丁寧に説明し、理解を得る。	196/200字

IX. 事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	(記入例) ・実施体制・・・内部6名、外部2名 ・マネジメント体制・・・プログラム・ディレクター1名 ・経理体制・・・経理責任者1名、会計担当者1名 ・PO体制・・・PO2名（公募・審査、実行団体の伴走支援、評価、精算）1名、プログラム・アシスタント1名（PO補佐、イベント・ロジ、広報等） ・評価体制・・・評価アドバイザー2名（評価専門家、非営利組織の組織基盤構築専門家1名）				189/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数	内訳	他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
	2	新規採用人数 (予定も含む) 2名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)		
		既存PO人数 名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)		
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	<p>■事業監査を監事2名（公認会計士1名、弁護士1名）が毎年行う。</p> <p>■当法人は理事会設置型の非営利一般社団法人である。意思決定に当たっては理事会の承認を得た上で、関連規程（現在、整備中）に基づいて適切に行い、事業の進捗状況を定期的に理事会に報告する。</p> <p>■採否決定までに内部通報制度を整備し、公益通報者保護法に準拠した運用を行う。</p> <p>■採否決定までにガバナンス・コンプライアンス担当者を1名任命する。</p>				196/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし				

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/03/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	公益信託の受託・組成支援モデル構築プロジェクト
	団体名	一般社団法人公益信託推進イニシアチブ

	助成金
事業費	70,583,025
実行団体への助成	60,000,000
管理的経費	10,583,025
プログラムオフィサー関連経費	24,000,000
評価関連経費	6,521,200
資金分配団体用	3,521,200
実行団体用	3,000,000
合計	101,104,225

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	153,885	23,436,380	23,436,380	23,556,380	70,583,025
実行団体への助成		20,000,000	20,000,000	20,000,000	60,000,000
-					
管理的経費	153,885	3,436,380	3,436,380	3,556,380	10,583,025

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	400,000	7,992,000	7,994,000	7,614,000	24,000,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,800,000	4,800,000	4,800,000	14,400,000
その他経費	400,000	3,192,000	3,194,000	2,814,000	9,600,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	1,200,000	1,200,000	4,121,200	6,521,200
資金分配団体用	0	200,000	200,000	3,121,200	3,521,200
実行団体用		1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	553,885	32,628,380	32,630,380	35,291,580	101,104,225

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	19,500,000	78.4%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、用途等）
2026年度	1,500,000	寄附	B:内諾済	篤志家による寄附。運営管理費に使用予定。
2026年度	6,000,000	助成金	C:調整中	日本財団助成申請済み
2027年度	6,000,000	助成金	D:計画段階	日本財団助成申請予定
2028年度	6,000,000	助成金	D:計画段階	日本財団助成申請予定

## 団体情報入力シート

### (1) 団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般社団法人公益信託推進イニシアチブ		
郵便番号	351-0011		
都道府県	埼玉県		
市区町村	朝霞市		
番地等	本町2丁目2番15-901号		
電話番号	080-7959-1939		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="https://www.i-act2025.org">https://www.i-act2025.org</a>	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2025/09/02		
法人格取得年月日	2025/09/02		

### (2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	オオタ タツオ
	氏名	太田 達男
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	オカモト マサヒロ
	氏名	岡本 仁宏
	役職	代表理事

### (3) 役員

役員数 [人]	11
理事・取締役数 [人]	9
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

### (4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	3
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	
無給 [人]	3
事務局体制の備考	当法人は設立直後のため、現時点では設立時社員3名がボランティアで運営しています。今後、体制を整備する予定です。

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	



※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	公益信託の受託・組成支援モデル構築プロジェクト
団体名:	一般社団法人公益信託推進イニシアチブ
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
過去の採択状況に関係なく、**全団体、該当箇所への記載が必要です。**

(注意事項)  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html  
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
<b>● 社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第13条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第14条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第14条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第14条、第15条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第12条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第18条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第19条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			社団法人のため提出しない	
<b>● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第20条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
<b>● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	内定後1週間以内に提出		
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第30条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第30条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第30条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第29条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第32条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第33条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること			公募申請時に提出	定款
<b>● 理事の職務権限に関する規程</b>				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第22条
<b>● 監事の監査に関する規程</b>				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第23条
<b>● 役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第26条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	定款	第26条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	定款	第27条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8) 個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役員員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 職制		内定後1週間以内に提出		
(3) 職責		内定後1週間以内に提出		
(4) 事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3) 保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4) 勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5) 金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6) 収支予算		公募申請時に提出	定款	第35条
(7) 決算		公募申請時に提出	定款	第36条